

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2021 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2022 年 3 月 10 日（火）10 時 30 分～12 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 24 名、定足数 13 名
4. 出席理事数 18 名
(会議室出席) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、平野宏一、阿南 久、沖田定喜、駒村純一、又平芳春、脇坂真司
(Web 会議 Zoom システム出席) 泉澤勝弘（個人宅）、清水 誠（個人宅）、多屋馨子（国立感染症研究所 執務室）、橋本雅男（ゼリアヘルスウエイ 株執務室）、原 英郎、(株)ユニアル 執務室)、山田英生（株山田養蜂場本社 執務室）、吉田武美（個人宅）
(欠 席) 大野泰雄、板波英一郎、小杉哲平、森 伸夫、矢頭 徹
(会議室出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 2022 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 2022 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会の開催に関する件
第 4 号議案 職員就業規則及び職員給与規程の改正について
第 5 号議案 支部運営規程の改正について
第 6 号議案 九州支部会費規程の改正について
その他
業務執行状況報告
・特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度の発展に向けた要望
6. 会議の概要
冒頭で理事長の挨拶の後、本日の通常理事会は Web 会議 Zoom システム併用で開催することとなり、出席した理事の音声が届き即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いに行える状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 18 名（協会会議室参加 11 名、Web 会議 Zoom システム参加 7

名)であり、定款第46条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第45条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第50条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した西本監事と松田監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

議長より第1号議案及び第2号議案については双方密接な関係があるので併せて諮るようとの指示があった。

第1号議案 2022年度事業計画(案)に関する件

第2号議案 2022年度収支予算(案)に関する件

事務局長より2022年度の事業方針(案)について、続いて総務部長より事業別ごとの事業計画(案)についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

事務局長より、2022年度の事業方針(案)について報告があった。報告によると2021年度は、日健栄協が考えるこれからの健康食品の体系図を作成し、特定保健用食品30周年記念講演会を初めとする各種セミナーにおいて公表した。さらに、特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度全体の発展に向けた要望書を消費者庁に提出したところである。

このような状況を踏まえ本年度は、先に示した健康食品の体系図の概念、「いわゆる健康食品」から、「認定健康食品」、「機能性表示食品」、「特定保健用食品」、「疾病リスク低減トクホ」へと続く考え方の丁寧な説明を、様々な機会をとらえて行うことによって当協会会員への浸透を図り、業界全体でステップアップができるような各施策を展開してゆく。

更に、消費者庁へ要望しているトクホ制度を中心とした保健機能食品制度全体の見直しが進展するよう、積極的な広報活動による気運の醸成に努めるとともに、共通理解の促進に向けて関係団体との意見交換や、関係機関に対しても積極的な働きかけを行う。

また、機能性表示食品の届出支援においては、独自のチェックリストによる「届出資料事前点検事業」が、消費者庁から「事前確認を適切に実施できる体制が構築されている事業者団体」との認定を当協会が受けており、今後は機能性表示食品の届出のための認証機関を目指し体制強化を図る。

新たな取り組みとしては、健康寿命の延伸に資するため、産業界を巻き込んだフレイル予防産業の構築に向けて、医療経済研究・社会保険福祉協会と連携し、食品表示の認証制度に関する検討を始める。

総務部長から、事業計画（案）の説明に入る前に、今までの当協会の事業計画は部署別の所掌事業ごとに記載をしていたが、昨年、評議員会からの提案があったこと、また内閣府が公益事業ごとの記載を推奨していることもあり、2022年度から公益認定業務ごとの区分に記載形式を変更している。公益事業は1～4までとなっており、公1はJHFA・GMPの認定事業、公2は保健機能食品の申請届出の支援に関する事業、公3は食品保健指導士養成事業、公4は特定保健用食品公正取引協議会事業、その後に共通事業、収益事業として1は賃貸業務、2として受託業務、最後に法人会計になっているとの説明があった。

2022年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、2022年度は、「個別審査型JHFA制度」を含めた「JHFA認定事業」の認知向上、「GMP製品マーク」を含めた認定健康食品の認知向上、普及活動を更に進め、認定数の増加を目指す。普及活動については、定常的な活動（メルマガ、展示会等での情報発信）に加えて、会員企業や関連団体との協働での活動やHPのリニューアル等を中心に進める。現行のJHFAの規格基準については、許可状況や最新の表示基準、分析手法、法規制状況等と照らし合せて、規格基準の見直しを行う。

認定健康食品(JHFA)マークに関する事業については、2022年度は「個別審査型JHFA制度」を含めた「JHFA認定事業」の認知向上、「GMP製品マーク」を含めた認定健康食品の認知向上、普及活動を更に進め、認定数の増加を目指す。普及活動については、定常的な活動に加えて、会員企業や関連団体との協働での活動やHPのリニューアル等を中心に進める。現行のJHFAの規格基準については、許可状況や最新の表示基準、分析手法、法規制状況等と照らし合せて、規格基準の見直しを行う。

GMP製造所認定等に関する事業については2022年度は工場認定に関する事務局業務を効率化すると共に、専門的内容への対応について主任調査員会議を最大限に活用することで、新規取得者増加による認定工場数の増加へ対応する。ガイドラインの改定については、2021年度で既に製品のガイドライン改定を完了しているので2022年度は「原材料ガイドライン」の改定を完成させ、ガイドライン改訂に

伴う「Q&A」の作成と「GMP 問題集」の刊行を進める。「GMP 教育セミナー」、「GMP 導入勉強会」、「日健栄協セミナー（安心・安全な健康食品のために）」を実施する。

「OEM 部会」は支給原材料、支給資材に関わる解決策を具体化させ、社内外の普及活動を目的とした説明会を実施する。GMP 製品マークは、認定数の増加を目指して機能性表示食品をターゲットとした普及活動（説明会、個別対応 等）を進める。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2022 年度は、「平成 17 年通知」の改正を含む健康食品の安全性や品質確保に関する内容が検討されており、健康食品の原材料の本質的な安全性確保についての考え方がより重要になると考える。又、事業としての認証スキームについては、認証や評価方法等の見直しが必要であり、2022 年度は認証制度そのもののあり方を考える。

学術情報部関係では、健康食品相談業務の実施については、2022 年度は、相談受付体制を見直し、消費者からの相談に対する回答の質の向上を図る。また、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所「健康食品」の安全性・有効性情報（HFNet）素材情報データベースの情報更新促進への協力をすすめる。

公 2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、特定保健用食品の申請支援については、疾病リスク低減表示の申請支援及び疾病リスク低減表示の申請支援を継続する。また、特定保健用食品講習会及び説明会の実施、技術部会活動の推進、普及啓発活動として〔トクホ〕ごあんない【2022 年版】の作成と活用、講習会における講師の派遣や講演を行う。併せて、栄養士会、医師会などを通じた普及啓発の方法について検討する。また、許可と市場の動向調査を行う。

栄養食品部関係では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、研究会の主たる構成員は、当協会及び日本流動食協会、又は日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業を中心に、幹事会と分科会活動があり総合栄養食品分科会では、「サルコペニア用食品」許可基準案を作成し消費者庁への通知改正要望に取り組む。えん下困難者用食品分科会では、えん下困難者用食品の申請に関する通知改正要望に取り組む。また、新規規格である「とろみ調整用食品」の支援を行う。個別評価型病者用食品分科会では、領域拡大に向けた調査・検討を継続する。また、栄養機能食品制度の見直しに対する要望を関連 5 団体で提出する。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については継続して行い、「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」、「日本栄養支援配食 事業協議会」との連携強化をする。

機能性食品部関係では、事業者の届出資料作成を支援する「届出支援事業」と、機能性表示食品の届出ガイドラインや事後チェックを踏まえて個々の相談に対応

する「分野別専門相談事業」を行ってきたが、独自のチェックリストを用いて届出資料一式を点検する「届出資料事前点検事業」を2021年度、消費者庁から「事前確認を適切に実施できる体制が構築されている事業者団体」との認定も受けたので、引き続き自信を持って進める。広告部会・広告審査会も充実させ、届出資料作成の手引書セミナー」を継続的にオンデマンド配信で実施し、事業者のスムーズな届出をサポートする。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業について、「健康・栄養食品研究」の2022年度の投稿数の増加に向けた取組を引き続き行う。

公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係では、2022年度において食品保健指導士養成を目的とした講習会をこれまで会場での開催を主としていたが、オンデマンド配信に形式を変えて開催する。2022年度は、食品保健指導士養成講習会をオンデマンド配信で年2回開催する。受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施し、食品保健指導士認定証書の発行をする。また、食品保健指導士資格更新手続きを行い、食品保健指導士フォローアップ事業を食品保健指導士資格更新のため講習会等を日本食品保健指導士会に委託する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係では、特定保健用食品公正取引協議会は2020年8月に設立され、2021年度から実質的な活動を開始した。2021年度は、広告研究会を立ち上げ、第1回広告審査会を開催した。普及啓発活動としては、協議会ホームページの活用と、会員並びに一般を対象とした研修会を2回開催した。また表示広告等に関する協議会会員からの相談に対応し、2022年度は引き続き、広告研究会及び広告審査会の開催運営と徐々に消費者の目に届きつつある公正マークの活用促進等を行い、消費者への更なる普及啓発と相談窓口の設置を行う。

共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業については、2020年8月から「健康食品いろいろ相談室」を開設し、受付を開始した。2022年度は、継続して相談事業を行い、相談件数の増加、会員サービスの向上、認知向上を図る。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信については、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メルマガ形態での会員への情報発信を月2回行う。また、収集情報の活用として関係団体との情報共有を行う。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載を行う。普及・啓発活動として、展示会への参加、ホームページの活用、報道への対応としては、プレスリリース、メディア懇談会の開催を行う。また、講演講師派遣、行政機関及び諸団体との連携強化を進める。

研修企画部関係では、2022年度も引き続きオンデマンド配信で開催するが、研修事業（セミナーの充実）として、健康食品業界 新人向けセミナー”を継続して行う。また、中堅向け実務講座の開催をする。

九州支部関係では、九州支部研修会・セミナーの開催、普及啓発・広報・連携活動を積極的に行う。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係では、賃貸事業として関係4団体に当協会建物内の区画の賃貸を行う。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業として関係3団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業として、日本流動食協会の会議開催、連絡調整、濃厚流動食の年間生産量調査等の実施を行う。また、フレイル予防産業の構築への参画については、本事業は新たな取り組みであり他団体の事業に協力する体制を想定している。今のところ受託事業としてここに記載している。

内容としては、東大高齢化社会総合研究機構（食の在り方研究会）が提唱している取り組みであり、「栄養」「身体活動（運動）」「社会参加」の3つの柱を基軸とした国民の啓発活動、さらには、産業界を巻き込んだ構想である。今後は、医療経済研究・社会保険福祉協会が事務局を設置し、当協会は、食品表示の認証制度の構築に向けての検討のため、事務局に協力する。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビュー実施として、機能性に関する研究レビュー業務を事業者や団体から受託し実施する。

法人会計

総務部関係につて、法人組織の運營業務として、定時評議員会、臨時評議員会、通常理事会、臨時理事会の開催。2022年度は、役員の改選となるため、役員候補者リスト選出委員会を2022年6月に開催し、定時評議員会において理事及び監事の改

選を行う。会員、関連団体に関する業務として、新春賀詞交歓会を2023年1月に開催する予定。公益財団法人の運営としては、内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出(理事・監事)を行う。会計・人事・庶務・職員研修については、必要に応じて職員研修を企画する。九州支部の運営支援については、九州支部総会の開催として通常総会と臨時総会を開催する。また、九州支部運営委員会を年2回開催する。九州支部の運営についての追加説明として、九州支部は2012年7月に設立され、現在支部会員11社となっているが、前々から九州支部の会員から、会費について、九州支部の会費と協会の会費の二重払いについて何とかしてほしいとの声があった。そこで、2022年度からは支部会費を免除すること、また、九州支部の経営改善のため九州支部の賃貸の事務所を引き払い事務局員を在宅勤務とさせて事務局業務をすることとしたが、これらに伴い規程の改正が必要となったことから後ほど議案5及び議案6で審議させてもらう。

事務局長より第2号議案 2022年度収支予算(案)について資料に基づき説明があった。

収支予算(案)については、経常収益は前年額より1,151万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、「受取入金」は2021年度は50社の新規入会を見込んでいたが20社ほどとなっていることから予算を減額したが、2022年度は積極的な新規入会プロモーションにより45社の入会を見込んでいる。「受取会費」については、2021年度が準会員の入会を多く見込んで計上していたためである。

事業収益は「JHFAマーク許可事業収益」がJHFAマーク減少により減額となっている。また、「安全性自主点検認証事業収益」が2022年度の更新数が前年より多くなることにより増額となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、消費者庁より事前点検の適切団体として認定されたため、申し込みが増えることを見込み増額となっている。「出版物収益」が減額となっているが2021年度は「詳説 機能性表示食品制度」という本を作成したことから、その販売数を多く見込んでいたが、本年度は通常ベースに戻したためである。

経常費用は前年額より、1,105万円の増額となっている。前年対比の主な増減は、まず人件費関連で、「給料手当」が事業拡大による人員の確保を予定しているため増額、「臨時雇賃金」が減額となっているが全体として「給料手当」は増額となっている。「旅費交通費」についてはGMP事業の調査員の旅費の増加や、事業全体を通して2021年度に比べて外へ出向く機会が増えることを見込んで増額となっている。また「修繕費」について計上しているが、これは設備の老朽化に伴う突発的な修繕に備えたものである。「印刷製本費」はセミナー等がオンライン開催となり、印刷した資料を配布するのではなく、ウェブ上に掲載する方法が取り入れられるようになったことが主な要因で減額となった。「賃借料」については九州支部が事務所を退去するこ

とによるものである。「諸謝金」は、GMP 認定工場増加に伴い、調査員に対する調査等の謝金も増加するため増額している。「支払手数料」が増額、「会場費」が減額しているが、これは、セミナー等を当協会会議室を使用してオンライン開催することにより、配信作業を外部事業者に依頼するため支払手数料が発生するが会場代は発生しないことによるものである。

また、人件費の割合については、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・通勤交通費・退職給付費用・法定福利費・福利厚生費・派遣委託費について合計すると1億4612万円余となり、全費用に対する人件費の割合は約57%となる。

以上の結果、当期経常増減額は1,289,122円となり、経常外増減の部は該当するものがないため、当期一般正味財産増減額も1,289,122円となる。一般正味財産期首残高が4億6169万円余なので一般正味財産期末残高は4億6298万円余となり、指定正味財産1億円を合わせると、022年度の正味財産期末残高は5億6298万3541円となる。

公益法人の財務3基準については、公1事業、公2事業、公3事業、公4事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

公益目的事業比率は50%を超えなければならないが、これを大きく超えて約86%となっている。また、2021年3月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

副理事長： 機能性表示食品届出支援事業収益の予算を多めに計上してあり、かなり大きな事業になると思うが支出のほうどうなっているのか。この事業が是非うまく実施できればと思う。

事務局： これの支出に当たるものは人の知恵と力によるもので、今までの蓄積してきたものが原動力となる。

副理事長： 協会PRを主とする広報、普及啓発活動を担当している業務執行理事として、何年か前に協会で、会員取得の有望なリストについて議論してそれをリストアップしたと思うが、その後どうなったのか。

事務局長： リストアップしてその後、個別にメール等を出し当たってみたりしたが、大きな形での取り組みは出来なかった。

副理事長： 私のところの公益社団法人では、このようなリストに有望なセミナーを投げかけると結構な数の反響が返ってくる。協会にも有望なリストがあるので、興味がありそうな講習会やセミナーをメール等で送ってみたらどうか。そこに参加してきたところは有望なところだと思う。

ので入会の働きかけてみてはどうか。

また、講習会・セミナーをかなりの数実施しているが、是非レビューに延べの参加者数を公表して協会の影響力の大きさをPRしてほしい。また、昨年度よりも、さらに開催回数や参加者を増やすということを目標としてほしい。

事務局長： 体制を強化するために、この3月に協会内部で人事異動をし、講習会・セミナーを実施している研修企画部に北島部長を兼任させ体制を新たにしたところだ。

副理事長： 今、私のところに協会向けのアウトバンドするプレゼント資料が来ている。手法としてのインサイドセールスというのを来月くらいに持って行きますので是非検討してほしい。

事務局長： よろしくお願ひします。

理事： 消費者に対する分かりやすい情報提供や相談窓口の拡充をしっかりとやっていただきたい。資料P7に相談内容の活用促進と記載があるが、それはどのような場で行われているのか。また、企業への情報提供とあるが、それについては結構数があるということなのか教えていただきたい。

学術情報部長： 情報提供については、健康被害とか売り方の問題等の悪質情報があった場合に情報を共有しようという方針で行っている。実際にはまだ行政と情報を共有するような重篤な事例は出ていない。

企業とのコミュニケーションについては、ここ2年間で2~3件程で企業の消費者に対する説明が不親切だったとかいうような事で、企業に協会としての見解を示す対応をした。会員企業ではなかったので情報共有という形で示した。

理事： 引き続きそのような情報を協会のホームページ上で消費者に情報提供してもらいたい。

理事： 資料P23のフレイル予防産業の構築への参画について、非常に重要なことで、今後の介護予防にもつながることなので取組としては大事なことだと思う。これは、新たなフレイル対策の表示制度を考えていくということなのか、それとも既存の機能性表示食品制度を応用していくということなのか、その点を聞かせてもらいたい。

理事長： これからの話になってくるが、今の動きとしては医療経済研究・社会保険福祉協会でも理事会で組織改正を行い事務局が設置されると聞いている。これから具体的な話が始まっていくが、その時に協会が持っているいろいろなノウハウを提供して協力する形で事務局に参画することになる。また、今後適宜に情報提供させていただく。

特段の意見もなく、第1号議案及び第2号議案を原案通り、会議室及びWeb会議Zoomシステムに出席の理事全員一致で可決した。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2021年度臨時評議員会を2022年3月23日(水)14時00分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、役員候補選出委員の改選及び本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

役員候補選出委員の改選については、本年6月の定時評議員会に置いて理事・監事の改選を予定しているが、その前に役員候補選出委員会で候補者を検討し定時評議員会に提出することとなっており、その委員の改選を行うためのものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及びWeb会議Zoomシステムに出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

第4号議案 職員就業規則及び職員給与規程の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、職員就業規則及び職員給与規程の改正については、働き方改革に関連した労働基準法の改正に伴うものと当協会勤務形態の多様化によるものである。

職員就業規則については、当協会では、現在、週4日以下で勤務している職員が何人かいる。現行の職員就業規則は、有給休暇第20条に週5日勤務の常勤職員の年次有給休暇を規程しているが、そこに新たに加えて、但し、所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の者については、労働基準法第39条に基づき同法施行規則第24条の3に掲げた該当労働者への付与日数を適用する。と改正したい。

また、第20条第3項の部分で、当協会の就業規則は国家公務員の給与法に準じているのだが、職員は、その年に受けなかった年次休暇を、今まで10日を限度として繰り越していたが、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができる。と改正したい。

職員給与規程については、現在、第22条第2項で退職者への給与は常勤の職員が病気により退職した場合、給与の100分の60を支給すると規程されている。この度、週4日以下の勤務の非常勤職員の扱いについてどのようにするか、いろいろ他団体の制度を調査してみたが、退職制度自体が無かったり、制度があっても無給等まちまちな状況であり、また法規上の規制は特にないということであっ

た。そこで、当協会では、現在の規程に加えて、但し、所定労働時日数が4日かつ週所定労働時間が28時間の非常勤職員については、その休職期間が満6か月に達するまでは100分の30を支給することができることとする。と改正したい。

また、第22条第3項の部分も同様の扱とするものである。

(別添資料. 職員就業規則(年次休暇)第20条、職員給与規程(休職者の給与)第22条)

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及びWeb会議Zoomシステムに出席の理事全員一致で原案通り可決した。

第5号議案 支部運営規程の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、支部運営規程第21条(経費の支弁)では支部に必要な経費は、支部の資産及び当協会の交付金をもってこれに充てる。当協会は交付金として、年間経費の半額を負担する。但し、その総額は100万円を上限とする。となっているが、事業計画でも出たが、2022年度、九州支部は若干の事業収入以外、会費収入が無い状態なので、年間経費のほとんどを当協会の交付金を以て充てるという事になり、経費の半額以上を負担することになるのでこれを改正したいと考えている。なお、本規程は九州支部のみの規程ではないので、附則において対応したいと考えている。附則の第21条(経費の支弁)第2項の規程は、令和4年度から九州支部においてはこれを適用しないこととする。というように改正したい。

また、今後九州支部で会費を徴収することとなった場合は新たに附則で改正していきたいと考えている。

(別添資料. 支部組織運営規程)

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及びWeb会議Zoomシステムに出席の理事全員一致で原案通り可決した。

第6号議案 九州支部会費規程の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、九州支部会費規程の第3条で、支部正会員は30,000円、支部賛助会員は10,000円の会費になっているが、九州支部は2022年度から当面の間支部会費を取らないと言う事になったので、これも附則のところで対応したいと考える。改正 第3条の支部会費については令和4年度から請求しないこととする。というように改正したい。なお、この改正案は第7条の規程に支部総会の決議を経るとなっているので、2021年度臨時総会で承認を経ている。

(別添資料. 九州支部会費規程)

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室

及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で原案通り可決した。

○業務執行状況報告

- ・特定保健用食品を中心とした保健機能食品制度の発展に向けた要望

理事長より業務執行状況報告について資料に基づき報告があった。説明によると、昨年、消費者庁の特定保健用食品の疾病リスク低減表示の検討会でいろいろな議論があったが、そこでトクホも含めた健康食品全体の議論で最終的には制度の在り方についての議論が大事だという報告となった。その中で、消費者庁としてもトクホを含めた健康食品の制度の在り方についての検討をするという方向性で議論することになったが、議論が始まってからでは遅いので協会内でも、トクホを含めた健康食品の発展のためどのようにするか検討を重ね意見を取り纏めたものを作成した。トクホ制度が始って 30 年がたち、世の中は制度が当初想定していなかった動きとなり、健康寿命の延伸が大切な世の中になってきたが、その流れを踏まえて協会として検討を重ね、添付資料として「日健栄協の考える健康食品の体系図」をつくらせてもらい、具体的に要望の内容を整理させてもらった。

要望項目は以下の通り

1. トクトと機能性表示食品の位置付けの明確化
2. 機能性表示食品における、容器包装や広告での言い切り表現について
3. 機能性表示食品がトクホへステップアップできる仕組みの構築
4. トクホ審査基準の明確化と透明化
5. トクホ製品の多様化と迅速な上市のための規格基準型の適用拡大
6. 機能性表示食品届出の迅速化と向上

(別添資料. 業務執行状況報告)

報告の後、議長より業務執行状況報告について意見を求めたところ次の意見があった。

業務執行理事： 業務執行理事として保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品）の制度検討、申請支援を担当しているが、今のこのような時代に、食によって健康を保ちたいという消費者の意識はアップしている。その中で最近、機能性表示食品が特定保健用食品を逆転しているという現象が起きているが、我々企業としては、世界で最初に出来た日本の特定保健用食品制度は広く注目されている制度だと考えるので、もう一度特定保健用食品を盛り上げたいと常々考えている。この度の要望は大切な事だと考えている、制度を作ることも必要だしそのあとの消費者へのフォローアップも必要だと考える。

副理事長： 業務執行理事として会員サービスの企画、向上を担当しているが、説

明のあった「日健栄協の考える健康食品の体系図」の中で、とにかく機能性表示食品とか、特定保健用食品に注目が行ってしまいがちだが、その下の部分のいわゆる健康食品の部分に売り上げ規模の多い企業やそれを購入する消費者が多くいる。そのところにいる会員企業を協会がいかにか上に引き上げていくか、協会から会員企業に働きかけをしてもらう意味で、新年度事業計画の中に出てきた「健康食品いろいろ相談室」はとてもいい制度だと考えるので、その情報を、我々理事からも、事務局からもどんどん発信してPRしてほしい。できるだけうまく活用してほしい。

副理事長： 業務執行理事として会員獲得のための渉外広報と関係団体の調整を担当として少しでも多くの会員企業の獲得をめざしている。新年度予算では、機能性表示食品届出支援事業を大きく見込んでいる。相談がたくさんあるということは、かなり協会の力をアピールできる機会だと思うし、また、新事業としてフレイルへの取組も計画している。2021年度はコロナ感染等で中々活発な会員獲得活動が出来なかったが、新年度は新たな事業計画でかなり活発な獲得活動ができるようになると思う。また、鈴木副理事長が先ほど紹介した手法としてのインサイドセールスとも併せて広く活動していきたいと思う。

議長がその他意見を求めたところ次の意見があった。

理事： 今、ドラッグストアに行くとかかなりの数の機能性表示食品の商品が売られている。消費者にとっては特定保健用食品よりも機能性表示食品の説明の方が具体的で分かりやすい傾向がある。そんな中で、今後、疾病リスク低減トクホで公正マークが商品にちゃんと付いて、それが広がってくるとかなり違ってくると思う。もっと広く公正マーク付きの商品が普及されることを期待するので、協会も会員と理解を共有して進んでもらいた。

以上をもって本日のWeb会議Zoomシステムを併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、12時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。